

報告第 15 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 7 月 6 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

「あだち産業センター」案内看板への接触事故に関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年6月27日

足立区長 近藤 弥生

「あだち産業センター」案内看板への接触事故に関する和解について

足立区は、「あだち産業センター」案内看板への接触事故について、下記により和解する。

記

1 相手方

埼玉県さいたま市緑区大字大門418-1

直販配送株式会社

東浦和センター 営業所長 吉野 努

2 和解の要旨

別紙、示談書のとおり

以 上

示談書

直販配送株式会社（以下「甲」）と、足立区（以下「乙」）は、以下のように示談が成立した。

1. 発生日時 令和4年5月21日
2. 発生場所 東京都足立区千住1-4付近
3. 事故の状況 上記地点にて乙が保有する産業センター案内板に甲の所有するトラックが接触したものの。
4. 示談の内容 甲及び乙においては双方破損が認められなかったため、本件について双方賠償責任はないものとし、ここに示談を成立するものとする。
5. 確認 甲と乙とは、本件について本示談書に定めるほか、当事者間になんらの債権債務のないことを相互に確認する。

甲、乙間で示談が成立したことの証として、示談書を二通作成し、甲、乙それぞれが署名押印の上、甲乙各一通を所有する。今後本件に関しては双方とも裁判上または裁判外において一切異議、請求の申立てをしないことを誓約いたします。

令和4年6月27日

(甲)

住所 埼玉県さいたま市緑区大字大門418-1

氏名 直販配送株式会社

東浦和センター 営業所長 吉野 努 印

(乙)

住所 東京都足立区中央本町1-17-1

氏名 足立区 代表者 区長 近藤 弥生 印